

国が実施する幼児教育・保育の無償化に伴い、

守口市民の**無償化の範囲が一部拡大**されます。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子ども

【対象者・利用料】

- **保育所、認定こども園、地域型保育**の利用料はこれまでどおり無償化されます。
 - 守口市では、平成29年度から国に先駆けて、市の単独政策として「幼児教育・保育の無償化」を実施しており、既に0歳～5歳児の保育料無償化を実現しています。令和元年10月1日以降も、0歳～5歳児の保育料無償化を継続します。(国の無償化は3歳～5歳児及び非課税世帯の0歳～2歳児となります)
 - 通園送迎費、食材料費、行事費などは、保護者の負担になります。

(注) 地域型保育とは、小規模保育、事業所内保育を指します。

- **子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園**の利用料が無償化されます。
 - 無償化の上限額は、月額2.57万円です
 - 無償化の期間は、満3歳から小学校入学前までです。
 - 無償化の対象となるには、認定申請書の提出が必要です。幼稚園から配布される認定申請書に必要事項を記入の上、幼稚園へご提出ください。
 - 新たな無償化の実施に伴い、就園奨励費補助事業は廃止されます。(令和元年9月30日までの利用料は就園奨励費補助の対象です)

※預かり保育については事項参照

【その他対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育に加え、**企業主導型保育事業**（標準的な利用料）も同様に**無償化の対象**とされます。

幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用する子ども

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、守口市から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。
- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

(注)原則、通われている施設を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。

認可外保育施設等を利用する子ども

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、守口市から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。
- **3歳～5歳までの子どもは月額3.7万円まで、0歳～2歳までの住民税非課税世帯の子どもは月額4.2万円までの利用料が無償化**されます。

(注1)保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2)「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。

【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**を対象とします。

(注1)認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

(注2)無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

お問合せ先 守口市役所各課

- ・認定に関すること:こども部こども施設課 TEL:06-6992-1637
- ・給付に関すること:こども部子育て支援課 TEL:06-6992-1647
- ・認可外保育施設に関すること:こども部こども政策課 TEL:06-6992-1665